

奈良県告示第九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良春日野国際フォーラム条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）別表の一の表駐車場の項に規定する使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 南都ビルサービス株式会社

所在地 奈良市芝辻町四丁目六番地の二

三 委託事務の取扱期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで